

(年金運用)：年金保護法と財務会計基準 158 号後の米国企業年金の動向 (1)

確定給付年金制度の財政健全化と年金給付支払保証公社 (PBGC) の財政健全化を目的として、2006年夏、米国では企業年金保護法が制定され、確定給付年金の積立基準が強化された。この法律が施行されることで、従来からの制度の凍結や終了の動きは、加速するのだろうか。

2006 年は 401(k) プランの誕生後 25 周年にあたる。この間、401(k) プランは順調に拡大し、2004 年現在、5500 万人の加入者と 2 兆 2000 億ドルの資産を持つ制度となった(裏表紙の図表 1 参照)。

その一方で、確定給付年金も加入者数 4200 万人、資産残高 2 兆 1000 億ドルと依然として重要な役割を果たしてきた。ただ、全加入者のうち、現役労働者は 2100 万人と半分にすぎず、確定給付年金制度の多くが凍結されたことを反映し、2000 年からの 4 年間でもおよそ 8% 減少している。確定給付制度が凍結されると、凍結までの勤務に対応した給付は維持しながら、その時点以降には新たな加入者を受け付けないからである。さらに既存の加入者についても、凍結時点以降は給付額が増加しないこともある。このどちらにせよ、制度や資産は残るけれども、凍結後、現役の加入者は引退にしたがって減っていく。

特に 2000 年以降、これまで確定給付年金を維持してきた大企業での凍結が目立つ。IBM、ベライゾン、さらには GM (管理職向けに限る) などが確定給付年金を凍結した。これらの企業では、従業員への代償として確定拠出年金を新たに導入したり、すでに実施している確定拠出年金のマッチング掛金を増額したりしている。

この制度変更の背景には、企業会計上だけでなく、積立基準の上でも積立不足が増加し、掛金拠出が増加したことがある。2000 年以降、株価下落により年金資産が減少した上、金利(割引率)の低下によって年金債務が増加して、積立割合が悪化した。もちろん、制度を凍結しても、積立不足が解消するわけではない。しかし、勤務によって給付債務が増加することはなくなるので、積立不足の増加、さらには掛金の変動が抑えられる。また、確定給付年金の掛金は、給与の 10% を超えることが多いのに対して、確定拠出年金のマッチング拠出は、3~5% に過ぎない。このように制度の凍結は企業のコスト削減効果を持つ。

積立不足の増大は年金給付保証公社 (PBGC) の財政にも悪影響を与えている。鉄鋼や空運産業を中心に、年金給付支払保証の対象となる、大型の企業倒産が相次いだ。その結果、PBGC の給付支払が増加し、その財政も急速に悪化した。

こうした事態への対応策を盛り込んだのが、2006 年 8 月に制定された企業年金保護法である。この法律は、加入者への情報開示、ハイブリッド(キャッシュバランス)プランの適法化、確定拠出年金における自動加入やデフォルトファンドの扱い、2001 年に 10 年間の期限付きで実施された税制上の拠出上限引き上げ措置の恒久化、など広範な内容にわたる。その中で、確定給付年金制度についても、1974 年のエリサ法以来ともいえる改革が定められた。

確定給付年金に関する規定の内、単独事業主制度の積立基準について述べると、第1に積立基準を非継続時（解散時）の積立基準に1本化した上で、債務の90%以上とされていた最低積立水準を債務の100%まで引き上げた。また、積立不足の償却期間を最長7年とした。従来は、積立不足の発生事由により異なり、制度改定（給付の増額）を原因とする場合には30年間での償却（積立）が認められていた。

第2に積立基準における、資産・債務の評価を公正市場価値（ほぼ市場価格に近い）により近づけた。例えば、従来は資産の評価額が市場価格と最大20%まで乖離しても問題とされなかった。しかし、年金保護法ではその乖離を10%に制限した。

他方、債務評価の基礎率もより実勢に近づけることとした。まず、債務の割引率について、従来は全ての給付債務に対して期間30年の国債をもとにした単一の割引率を使っていた。これに対して年金保護法では、財務長官が定めた社債のイールドカーブから、給付開始までの3つの期間（5年以内、5年超15年以内、15年超）に対応した金利を導きだし、過去24ヶ月の平均を使用することとした。ただし、過去の平均ではなく、直近の数値だけを使うこともできる。死亡率についても財務長官が更新する数値を使う。

さらに資産・債務とも従来は過去5年間の評価額を平均して、変動をスムーズにすることが認められていた。しかし、年金保護法ではこの平均（スムージング）期間を2年間に短縮した。

その他、①積立水準が特に低い制度（アットリスクプラン）では、積立基準を強化するために、過去の超過掛金の掛金への充当や給付引き上げを禁止する、②空運など特定の産業では積立基準を緩和する、③P B G C保険料のうち、定額部分は2005年の改正時点からの引き上げを継続する一方、積立比率に応じて増減する変額部分はこの法律による資産・債務の評価額をもとに計算する、といった規定が盛り込まれた。

これら確定給付年金に関する規定の目的は、確定給付年金制度の積立状況を改善し、仮に事業主が倒産するような事態になっても、給付を支払う財源を確保し、ひいてはP B G Cの負担を軽減することにある。その半面、年金制度ひいてはスポンサー企業から見ると、債務の100%に相当する資産を積み立てることが求められ、その不足を最長7年間で補うことが義務づけられたため、掛金負担が増加することになる。また、資産・債務の価格変動をスムージングする期間が短縮されたことから、掛金額の増減幅もより大きくなるとされている。

そこで、掛金負担の増加やその変動を避けるために、今後さらに多くの企業が確定給付年金制度を凍結あるいは終了したり、確定拠出年金を導入したりするのではないかと観測がある。他方、年金の積立割合は2003年頃を底に改善しつつあり、2006年末には大規模年金で平均100%を回復したという。そうであれば、制度凍結はせずに、資産運用手法において債券を中心にしたリスクを抑えた戦略をとることで、掛金の増加を避けることも選択肢となりうる。どちらの選択肢をとるかについては、①現在の積立割合、②労務面からみた確定給付年金制度の重要性、に加えて、次回とりあげる、③企業会計上の扱い、などが判断材料となりうる。

（臼杵 政治）

図表1: 米国企業年金制度の類型別推移

年末		1980	1985	1990	1995	2000	2004
加入者数	確定給付年金	3,798	3,969	3,883	4,207	4,161	4,171
	確定拠出年金	1,992	3,497	3,809	6,451	6,172	6,463
	内401K	NA	1,034	1,955	5,181	4,835	5,489
制度数	確定給付年金	148,096	170,172	113,062	69,492	48,773	47,503
	確定拠出年金	340,805	461,963	599,245	623,912	686,878	635,567
	内401K	NA	29,869	97,614	200,813	348,053	418,553
資産残高	確定給付年金	4,015	8,261	9,619	14,021	19,862	21,063
	確定拠出年金	1,621	4,266	7,122	13,217	22,165	25,872
	内401K	NA	1,439	3,849	8,639	17,245	21,887
現役加入者数	確定給付年金	3,010	2,890	2,621	2,340	2,222	2,059
	確定拠出年金	1,889	3,317	3,534	4,220	5,087	5,216
	内401K	NA	1,032	1,947	2,776	3,985	4,441

(出所) 米国労働省

Private Pension Plan Bulletin

発行： ニッセイ基礎研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル

FAX：03-5512-1082 E-mail：report@nli-research.co.jp

 Web アドレス： http://www.nli-research.co.jp/report/pension_strategy/index.html

発行日：2007年9月25日（火曜日）

本誌記載のデータは信頼ある情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保証するものではありません。本誌内容について、将来見解を変更することもあります。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複製、引用、配布することを禁じます。